

News Release

2025年2月27日

新たなカタチの収入保障保険を発売します ～社会環境変化への対応を強化しました～

MS & ADインシュアランス グループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：加治 資朗）は、2025年3月2日（日）から、公的保障制度を補い社会環境変化に対応する、新しい収入保障保険〔正式名称：死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型）無配当〕を発売します。

1. 新商品開発の背景と概要

死亡保障に加え、要介護状態・障害状態になり働けなくなるリスクをカバーする収入保障保険は、これまで社会ニーズに応じた改定を行い、お客さまからのご評価を頂戴してきました。

現在、連続1か月以上休業される方の数が年々増加していることや、短期入院・在宅医療の増加など、新たな社会課題に対し、これまでの収入保障保険では、カバーできる範囲が限定されていました。

今回の新しい収入保障保険は、「①要介護状態・障害状態等の保障範囲の拡充」「②入院費等の負担や短期の収入減少への保障」「③ストレス・メンタル疾病への保障拡充」など、近年の社会環境の変化に対応するお客さまニーズを踏まえた商品としました。

ご加入のプランは、保障内容をさらに「W（ワイド）」に、お客さまやそのご家族の多様なニーズにあわせて「3つの保険契約の型」や「特則・特約」を選ぶこと（「セレクト」）ができる設計としており、今回拡充した保障内容とこれまでの収入保障保険の長所を残した内容としています。

<新商品の概要>

| | |
|------|--|
| 約款名称 | 死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型）無配当 |
| 販売名称 | <A型> ^{ワイド} &LIFE 収入保障Wセレクト |
| | <B型> ^{ワイド} &LIFE 総合収入保障Wセレクト |
| | <C型> ^{ワイド} &LIFE 暮らしの応援ほけんWセレクト |



2. 新商品の主なポイント

(1) 要介護状態・障害状態等の保障範囲の拡充

- ・従来の障害等級1級~2級^注、要介護1~5の支払い基準に加え、**身体障害者手帳1~4級、精神障害者保健福祉手帳1級**の基準を拡充し、働けなくなるリスクへ幅広く備えることができます。
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳による支払基準を追加したことにより、従来の障害年金による基準よりも早期に年金をお受け取りいただける場合があります。
- 注 障害等級2級は精神の障害を原因とする場合等を除きます

(2) 入院費等の負担や短期の収入減少への保障

- ・新たに病気やケガで、**入院または在宅医療が10日以上または30日以上継続**した場合に、それぞれ一時金をお支払いします。
- ・特則を付加することで、保障の範囲を選択することができます
(①三大疾病のみ保障、②女性疾病のみ保障、③保障なし(不担保))。

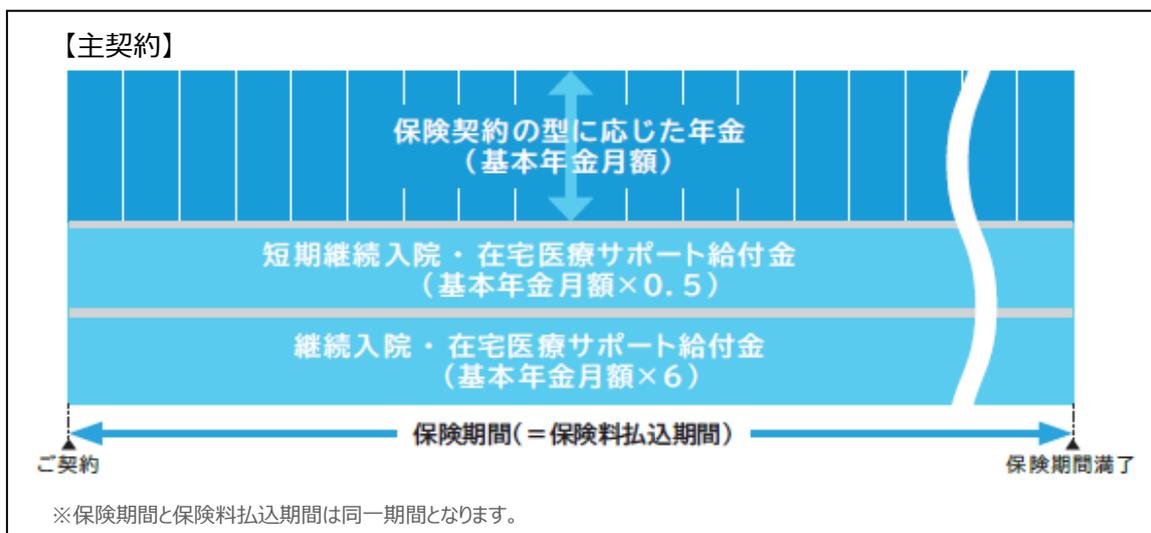
(3) ストレス・メンタル疾病への保障拡充

- ・**所定のストレス・メンタル疾病を原因とする入院・在宅医療を保障対象**とします。
これにより、比較的重度な精神疾患の場合には主契約での年金保障で、重度ではない場合には、特則による一時金保障で備えることができます。
- ・従来の新保険料払込免除特約の保障範囲に**上皮内ガン**を加えた保険料払込免除特約(22)に拡充します。

3. 商品のしくみ

(1) 主契約

- ・保険契約の型に応じて、死亡されたときや約款所定の要介護・障害状態等になられたとき、保険期間満了まで毎月年金をお受け取りいただけます。
- また、年金のお支払い前に、病気やケガで一定期間継続して入院されたとき、または在宅医療を受けられたときに、一時金をお受け取りいただけます。



(2) 付加できるオプション(特則・特約)

| | |
|----------------------------|------------------------|
| ● サポート給付金三大疾病のみ保障特則 | ● 保険料払込免除特約 (22) |
| ● サポート給付金女性疾病のみ保障特則 (女性のみ) | ● リビング・ニーズ特約 (A型、B型のみ) |
| ● サポート給付金不担保特則 | ● 区分料率適用特約 (A型、B型のみ) |
| ● ストレス・メンタル疾病サポート特則 | ● 健康診断料率適用特約 (A型、B型のみ) |

(3) 保障内容

| | 年金・給付金等 | お支払事由 | お支払額 |
|-------|----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 主契約 | 収入保障年金 | ・ 死亡されたとき | 基本年金 月額 |
| | 高度障害年金 | ・ 約款所定の高度障害状態になられたとき | |
| | 介護・障害就労不能年金 | ・ 国民年金法にもとづく <u>障害等級1級または2級</u> (除く精神の障害等) に認定されたとき ・ 公的介護保険制度に定める <u>要介護1以上</u> の状態と認定されたとき ・ (満65歳未満の被保険者) <u>約款所定の日常生活介護状態</u> が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ・ 身体障害者福祉法にもとづく <u>障害の級別1級から4級</u> までの障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく <u>障害等級1級</u> の状態に認定され、精神障害者保健福祉手帳が交付されたとき | |
| | 短期継続入院・在宅医療サポート給付金 ^{注1} | ・ <u>入院または在宅医療が10日以上継続</u> したとき | 基本年金月額 × 0.5 |
| | 継続入院・在宅医療サポート給付金 ^{注1} | ・ <u>入院または在宅医療が30日以上継続</u> したとき | 基本年金月額 × 6 |
| 特則・特約 | ストレス・メンタル疾病サポート一時金 | ・ 約款所定のストレス・メンタル疾病 ^{注2} で、 <u>入院または在宅医療が30日以上継続</u> したとき | ストレス・メンタル疾病サポート一時金額 ^{注3} |
| | 保険料払込免除 | ・ 悪性新生物 (上皮内ガンを含む) と診断確定されたとき、心疾患 ^{注4} ・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料の払込は不要 | — |
| | 保険料割引 | ・ 健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じ保険料割引 ・ 健康診断の受診状況に応じ保険料割引 | — |

注1 特則を付加することで保障の範囲を選択することができます (①三大疾病のみ保障、②女性疾病のみ保障、③保障なし (不担保))。

注2 保障の対象となる疾病には以下のようなものがあります。

| | | |
|-----------------------------|-------------------------|--------|
| ・ 気分[感情] 障害 | ・ 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | ・ てんかん |
| ・ 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群 | ・ 更年期障害 | 等 |

注3 ストレス・メンタル疾病サポート一時金額は100万円となります。サポート給付金三大疾病のみ保障特則、サポート給付金女性疾病のみ保障特則、サポート給付金不担保特則を付加した場合は、100万円・200万円・300万円・500万円からお選びいただけます。

注4 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

(4) 保険料例

- ・ 保険期間・保険料払込満了期間：65歳満了
- ・ 基本年金月額：10万円
- ・ 最低支払保証期間：5年
- ・ 保険料払込免除特約(22)：あり
- ・ 特則なし((短期)継続入院・在宅医療サポート給付金の保障があります)
- ・ 月払・口座振替扱

| 男性 | 料率区分 | A型 | | B型 | | C型 |
|-----|---------------|--------|--------------|---------|--------------|--------|
| | | | 健康診断 料率適用 | | 健康診断 料率適用 | |
| 30歳 | 標準体 | 6,850円 | 5,910円 | 8,310円 | 7,390円 | 4,170円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 3,790円 | 3,480円 | 5,290円 | 4,980円 | / |
| 40歳 | 標準体 | 8,170円 | 6,890円 | 10,380円 | 9,120円 | 5,080円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 4,300円 | 3,870円 | 6,570円 | 6,130円 | / |
| 50歳 | 標準体 | 9,380円 | 7,850円 | 12,340円 | 10,830円 | 6,400円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 5,130円 | 4,570円 | 8,140円 | 7,580円 | / |

| 女性 | 料率区分 | A型 | | B型 | | C型 |
|-----|---------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | | | 健康診断 料率適用 | | 健康診断 料率適用 | |
| 30歳 | 標準体 | 5,300円 | 4,960円 | 6,380円 | 6,030円 | 3,690円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 3,420円 | 3,300円 | 4,520円 | 4,390円 | / |
| 40歳 | 標準体 | 5,720円 | 5,300円 | 7,120円 | 6,730円 | 3,840円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 3,550円 | 3,380円 | 4,980円 | 4,820円 | / |
| 50歳 | 標準体 | 5,980円 | 5,530円 | 7,960円 | 7,520円 | 4,680円 |
| | SD非喫煙者 優良体 | 3,930円 | 3,740円 | 5,940円 | 5,730円 | / |

4. その他の改定

(1) 定期保険等の保険料改定

- ・市中金利動向を踏まえ、契約日が2025年3月2日以降の定期保険等の一部商品について、予定利率の引き上げを実施します。これに伴い、従来よりも割安な保険料でご加入可能となります。
- ・上記に加え、経営者および従業員の多様化する保障ニーズを踏まえ、リビング・ニーズ特約を事業契約においても付加できるよう改定します。

(2) 生命保険告知書の改定

お客さまの利便性向上ならびに、より多くのお客さまに保障をお届けするため、当社は加入時や支払時の医療データ、社外の医療データといったビッグデータを多角的に分析しました。

その結果に基づき2011年の設立以来初めてとなる告知質問事項の大幅な改定を実施します。

これまで、商品によっては過去5年以内に受けた診察・検査・治療・投薬を告知していただく必要がありましたが、改定後の告知書では対象期間を過去3年以内に短縮し、質問事項をシンプルにすることで加入時の告知にかかる負担を軽減します。

- ・主な改定内容

| 改定内容 | 現行 | 改定後 |
|--------------------|------------|----------------|
| 告知対象期間の短縮 | 過去5年以内 | 過去 <u>3年以内</u> |
| 治療期間によらず告知が必要となる病気 | 該当病名を別表に列挙 | <u>別表を削除</u> |

イメージ ※生命保険告知書 一部抜粋

| 改定内容 | 現行 | 改定後 |
|-----------------------------|------------|----------------|
| A 告知対象期間 | 過去5年以内 | 過去 <u>3年以内</u> |
| B 治療期間によらず告知が必要となる病気 | 該当病名を別表に列挙 | <u>別表を削除</u> |

汎用告知書 旧帳票

A 過去5年以内に 次のいずれかに該当する事実がありますか。

B 下記の 別表 の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けた。

※「7日間以上にわたる」とは、医師への受診初日～治療終了日が7日間以上である場合を指します
(就業期間、経過観察期間を含む)。

別表 治療日数にかかわらず告知が必要な病気一覧

| | |
|---|--|
| 脳・神経・神経 ・脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血) ・脳神経の異常 ・うつ(病・状態)、そう(病・状態)、そううつ病 ・神経症(ヒステリック障害、強迫症を含む) ・不眠(症) ・てんかん ・知的障害 ・自律神経失調症 | 腎臓・尿管 ・腎炎 ・腎(尿管)結石 ・腎臓の病気 ・ネフローゼ ・前立腺の病気 |
| 心臓・血管 ・高血圧(症) ・心筋こうそく ・不整脈 ・狭心症 ・心臓弁膜症 ・心臓の病気 | 目・耳・鼻 ・白内障 ・網膜・角膜・眼底の病気 ・中耳炎 ・緑内障 ・副鼻腔炎(ちくのう症) |
| 呼吸器 ・(気管支)ぜんそく ・気管支拡張症 ・肺結核 ・慢性気管支炎 ・肺炎 | しゅよう ・良性しゅよう(腫瘍) ・異形成・異型上皮 ・ポリープ |
| 婦・産・すい臓 ・胃かいよう ・かいよう性大腸炎 ・クローン病 ・十二指腸かいよう ・すい(臓)炎 ・膵へいそく | 婦人科 ・妊娠や分娩に伴う異常(帝王切開、切迫)流産、(切迫)早産を含む) ・不妊症 ・子宮筋腫 ・乳腺の異常(乳腺症を含む) |
| 肝臓・胆のう ・肝炎(肝炎ウイルス感染を含む) ・胆石 ・胆のう炎 | その他 ・聴覚障害 ・こぶげん病 ・甲状腺の病気 ・糖尿病 ・椎間板ヘルニア ・睡眠時無呼吸症候群 ・リウマチ ・異血(症) ・痔 ・変形性関節症 |

汎用告知書 新帳票

A 過去3年以内に 次のいずれかに該当する事実がありますか。

1 病気やケガで、手術を受けた。

2 病気やケガで、7日間以上にわたる医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けた。

※「7日間以上にわたる」とは、医師への受診初日～治療終了日が7日間以上である場合を指します
(就業期間、経過観察期間を含む)。